

子どもを一時的に預けたい時の制度
子 育 て 短 期 支 援 事 業
～ ショートステイ・トワイライトステイ ～

★ ショートステイとは

保護者が社会的な理由等で家庭での子どもの世話が一時的に難しくなった場合や経済的な理由で一時的に母子の保護が必要な場合にお預かり又は保護する制度です。

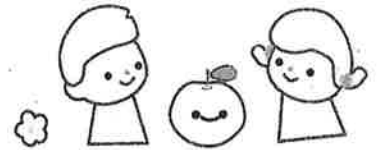
宿泊があり、原則として7日以内で、かつ恒常的な利用はできません。

- ・ 利用時間 【預入】午前9時～【迎え】利用最終日の午前中

やむを得ない場合は、17時まで。

上記時間以外は、必ず事前に施設に連絡してください。

預入及び迎えの時間は、事前に施設と打ち合わせをしてください。施設により異なります。



★ トワイライトステイとは

保護者が仕事等の理由で帰宅が夜間になる場合や休日(日・祝日の概ね8時～17時頃。施設により異なります)に不在の場合に一時的にお預かりして生活指導、食事の提供等を行う制度です。

- ・ 夜間預かり…保育園等の終了時～21時頃
- ・ 休日預かり…日・祝日の概ね8～17時頃 ※いずれも施設により異なります。

※ 児童の送迎は、保護者の責任で行ってください。

※ ショートステイ・トワイライトステイ共に、親族に日中保育が出来る方、夜間保育が出来る方がいらっしゃる場合は対象外となります。

◆ 手続きについて(利用前に登録が必要です。また、年度ごとに更新が必要です)

- (1) 登録…各区役所 保健子ども課に登録申請書を提出

その他登録時又は利用申請時に必要な書類

①家庭での保育が出来ない理由書

- * 保護者の疾病、事故、家族の看護等 ⇒ 診断書
- * 出産、出産に伴う入院 ⇒ 母子健康手帳の写し
- * 就労 ⇒ 就労・出張証明書等
- * 学校等の公的行事への参加 ⇒ 参加がわかるもの
- * 災害、冠婚葬祭、失踪等 ⇒ 事実がわかるもの
- * 育児ノイローゼ ⇒ 第三者の証明

(公的機関、医療機関等)

②印鑑

③保護証明書(生活保護世帯のみ)

- (2) 利用…施設に空き状況を確認後、申請書(様式3号または様式3号の2。印鑑が必要。)は各区役所保健子ども課に提出

※緊急の場合は例外措置があります。

※書類審査後、決定通知書をお送りします。

※登録期間中に利用の期間、利用の理由、住所等の変更があった場合は、
変更届の提出が必要です。

注 意 事 項

利用の承認を受けた後は、利用者が直接希望する施設に電話で連絡し、時間・持参するものなど、必ず事前に打ち合わせをして利用してください。

利用決定後であっても、利用日のお子さまの健康状態（伝染性の病気など）や施設内で感染症が発生した場合には、利用できない場合があります。

緊急の場合は、①施設に電話等で空き状況を確認後、②各区保健子ども課へ電話で連絡をしてください。

（ただし、夜間・休日で区役所が閉庁している場合は、翌開庁日に電話で連絡をしてください。）

利用申請書は、後日必ず③各区役所保健子ども課へ提出してください。

利用決定後、やむを得ず期間の変更（短縮・延長・中止）が必要となった場合は、①事前に施設へ電話で連絡をし、②各区保健子ども課へ変更届を提出してください。

緊急の場合は、①施設に電話等で連絡をし、②各区保健子ども課へ電話で連絡をしてください。

（ただし、夜間・休日で区役所が閉庁している場合は、翌開庁日に電話で連絡をしてください。）

変更届は、後日必ず③各区役所保健子ども課へ提出してください。

※ 制度についての詳細は各区役所保健子ども課までお尋ねください。

■中央区役所 328-2421 ■東区役所 367-9130 ■西区役所 329-6838

■南区役所 357-4135 ■北区役所 272-1104

◆ 保護者負担金（1人1日当たり）

		【生活保護世帯】 【非課税かつ父子・母子家庭】	【市民税非課税世帯】 【父子・母子家庭】	【その他の世帯】
ショートステイ	2歳未満	無料 (市：10,000円)	1,100円 (市：8,900円)	5,000円 (市：5,000円)
	2歳以上	無料 (市：5,500円)	1,000円 (市：4,500円)	2,750円 (市：2,750円)
	一時保護の母	無料 (市：1,500円)	300円 (市：1,200円)	—
トワイライトステイ (夜間預かり)		無料 (市：1,500円)	300円 (市：1,200円)	750円 (市：750円)
トワイライトステイ (休日預かり)		無料 (市：2,700円)	350円 (市：2,350円)	1,350円 (市：1,350円)

※ 負担金は、原則として利用時の課税状況によって決まります。

登録期間中に課税状況に変更があった場合は変更届の提出が必要です。

※ 利用料金は直接施設へお支払いください。

◆ ショートステイ・トワイライトステイ事業を行う施設

【児童養護施設】…2歳以上児が対象です。

施設名	所在地	電話	FAX
菊水学園	熊本市中央区市渡鹿5-9-12	364-0811	364-0817
慈愛園子供ホーム	熊本市中央区神水1-14-1	383-3509	382-5045
藤崎台童園	熊本市中央区古京町3-5	352-5063	352-5445
龍山学苑	熊本市北区龍田6-3-60	338-0845	338-0656
広安愛児園	上益城郡益城町古閑73	368-2015	367-5503
シオン園	荒尾市荒尾4110	0968-62-0428	0968-62-0608

【乳児院】…2歳未満児が対象です。

施設名	所在地	電話	FAX
熊本乳児院	熊本市中央区本荘2-3-8	371-1396	371-1633
慈愛園乳児ホーム	熊本市中央区神水1-14-1	383-5100	383-5102

【母子生活支援施設】…母子での利用が対象です。

施設名	所在地	各区役所保健子ども課へ お問い合わせください。
はばたきホーム	熊本市中央区	
きらきら星レジデンス	熊本市東区	

※ 施設が満員の場合や、感染症その他集団生活に適さない場合など、ご利用できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。